

三重県石油コンビナート等防災計画
令和5年3月修正案概要

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月修正案概要

1 時点修正が必要な事項

県庁内各部局や各市町、各関係機関から出された意見に基づき修正を行います。

○第1章 総則

第5節 特別防災区域の概況

- ・ 特定事業所数、貯蔵・取扱量、処理量等の時点修正 【新旧対照表 P2】
- ・ 事業所種別、事業所名の時点修正 【新旧対照表 P3】

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・ 5 国の防災関係機関(4) イ、ウの記述内容の一部修正 【新旧対照表 P4】

○第4章 災害予防計画

第2節 自然災害予防計画 第1 地震津波災害予防計画

- ・ 2 防災関係機関(2)、(3)の記述内容の一部修正 【新旧対照表 P5】

第8節 航空機事故に関する予防計画

- ・ 航空局の組織改編に伴い、航空安全確保に係る関連業務が中部空港事務所から関西空港事務所に移管されたことによる修正及び記述内容の一部修正 【新旧対照表 P6】

○第5章 災害応急対策計画

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

- ・ 四日市臨海地区通報系統図の組織名を時点修正(四日市市危機管理課) 【新旧対照表 P7】

三重県石油コンビナート等防災計画 令和4年3月版(現行)

第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、34の特定事業所（第一種事業所16、第二種事業所18）で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況（令和4年1月1日現在）

区 分	面 積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高压ガス 十万Nm ³	総 数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	<u>6,885</u>	<u>5,882</u>	34	<u>16(11)</u>	<u>18</u>

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月修正(案)

第5節 特別防災区域の概況

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、34の特定事業所（第一種事業所15、第二種事業所19）で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況（令和5年1月1日現在）

区 分	面 積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高压ガス 十万Nm ³	総 数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	<u>6,837</u>	<u>5,793</u>	34	<u>15(10)</u>	<u>19</u>

三重県石油コンビナート等防災計画 令和4年3月版(現行)

四日市臨海地区特定事業所一覧

	番号	種別	事業所名
第1コンビナート	1	第一種	三菱ケミカル㈱三重事業所 北大治田地区
	2	"	J S R ㈱四日市工場
	3	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 塩浜地区
	4	" (※)	コスモ石油㈱塩浜油槽所
	5	"	昭和四日市石油㈱四日市製油所
	6	" (※)	三菱マテリアル㈱四日市工場
	7	第二種	三菱ケミカル㈱三重事業所 川尻地区
	8	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 大治田地区
	9	"	㈱ジェイエスピー四日市 第一工場
	10	"	四日市合成㈱四日市工場
	11	"	四日市合成㈱六呂見工場
	12	"	東邦化学工業㈱四日市工場
	13	"	味の素㈱東海事業所
	14	"	三菱瓦斯化学㈱四日市工場
	15	"	日本トランスシティ㈱東邦町タンクヤード
	16	"	中部海運㈱東邦町タンクヤード
	17	"	石原産業㈱四日市工場
	18	"	ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ㈱四日市工場
第2コンビナート	19	第一種	コスモ石油㈱四日市製油所
	20	" (※)	コスモ石油㈱第1陸上出荷場
	21	"	KHネオケム㈱四日市工場 午起製造所
	22	第二種	㈱J E R A 四日市火力発電所
	23	"	第一工業製薬㈱四日市工場 千歳地区
第3コンビナート	24	第一種	KHネオケム㈱四日市工場 霞ヶ浦製造所
	25	"	東ソー㈱四日市事業所
	26	"	丸善石油化学㈱四日市工場
	27	" (※)	四日市オキシトン㈱四日市工場
	28	"	四日市エルピージー基地㈱震事業所
	29	"	日本ポリプロ㈱四日市工場
	30	" (※)	D I C ㈱四日市工場
	31	第二種	㈱J E R A 四日市LNGセンター
	32	"	東邦ガス㈱四日市工場
	33	"	コスモ石油㈱四日市霞発電所
	34	"	第一工業製薬㈱四日市工場 霞地区

注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月修正(案)

四日市臨海地区特定事業所一覧

	番号	種別	事業所名
第1コンビナート	1	第二種	三菱ケミカル㈱三重事業所 北大治田地区
	2	第一種	㈱ENEOSマテリアル四日市工場
	3	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 塩浜地区
	4	" (※)	コスモ石油㈱塩浜油槽所
	5	"	昭和四日市石油㈱四日市製油所
	6	" (※)	三菱マテリアル㈱四日市工場
	7	第二種	三菱ケミカル㈱三重事業所 川尻地区
	8	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 大治田地区
	9	"	㈱ジェイエスピー四日市 第一工場
	10	"	四日市合成㈱四日市工場
	11	"	四日市合成㈱六呂見工場
	12	"	東邦化学工業㈱四日市工場
	13	"	味の素㈱東海事業所
	14	"	三菱瓦斯化学㈱四日市工場
	15	"	日本トランスシティ㈱東邦町タンクヤード
	16	"	中部海運㈱東邦町タンクヤード
	17	"	石原産業㈱四日市工場
	18	"	ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ㈱四日市工場
第2コンビナート	19	第一種	コスモ石油㈱四日市製油所
	20	" (※)	コスモ石油㈱第1陸上出荷場
	21	"	KHネオケム㈱四日市工場 午起製造所
	22	第二種	㈱J E R A 四日市火力発電所
	23	"	第一工業製薬㈱四日市工場 千歳地区
第3コンビナート	24	第一種	KHネオケム㈱四日市工場 霞ヶ浦製造所
	25	"	東ソー㈱四日市事業所
	26	"	丸善石油化学㈱四日市工場
	27	" (※)	四日市オキシトン㈱四日市工場
	28	"	四日市エルピージー基地㈱震事業所
	29	"	日本ポリプロ㈱四日市工場
	30	" (※)	D I C ㈱四日市工場
	31	第二種	㈱J E R A 四日市LNGセンター
	32	"	東邦ガス㈱四日市工場
	33	"	コスモ石油㈱四日市霞発電所
	34	"	第一工業製薬㈱四日市工場 霞地区

注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和4年3月版(現行)

- (2) 第四管区海上保安本部
- ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 避難の援助及び勧告
 - ウ 海上消防活動
 - エ 流出油等に対し措置義務者に措置を命ずる等必要な措置
 - オ 海上交通安全の確保及び海上交通規制
 - カ 海上における治安の維持
 - キ 人員及び救援物資の緊急輸送
 - ク 海上災害に関する教育訓練
 - ケ 防災に関する調査研究
 - コ その他海上災害に関する措置
- (3) 三重労働局
- ア 労働災害防止に関する指導・監督
 - イ 計画届の励行と審査
 - ウ ボイラー・圧力容器等の検査
 - エ 安全衛生教育に関する指導・支援
 - オ 災害調査の実施及び再発防止対策指導
 - カ 自主的安全衛生活動の促進指導
- (4) 中部地方整備局
- ア 直轄国道の通行確保に関すること
 - イ 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導
 - ウ 港湾海岸保全施設等の被災に際し、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工法についての指導
 - エ 海上の流出油災害に対し、防除等必要な措置の実施
 - オ 名古屋港に整備した浮体式防災基地の活用(ヘリコプター離発着場、防災資機材集結場所等)による後方支援
- (5) 中部管区警察局
- ア 管区内各県警察の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 関係機関との協力
 - エ 災害情報の収集及び連絡
 - オ 警察通信の運用

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月修正(案)

- (2) 第四管区海上保安本部
- ア 災害情報の収集及び伝達
 - イ 避難の援助及び勧告
 - ウ 海上消防活動
 - エ 流出油等に対し措置義務者に措置を命ずる等必要な措置
 - オ 海上交通安全の確保及び海上交通規制
 - カ 海上における治安の維持
 - キ 人員及び救援物資の緊急輸送
 - ク 海上災害に関する教育訓練
 - ケ 防災に関する調査研究
 - コ その他海上災害に関する措置
- (3) 三重労働局
- ア 労働災害防止に関する指導・監督
 - イ 計画届の励行と審査
 - ウ ボイラー・圧力容器等の検査
 - エ 安全衛生教育に関する指導・支援
 - オ 災害調査の実施及び再発防止対策指導
 - カ 自主的安全衛生活動の促進指導
- (4) 中部地方整備局
- ア 直轄国道の通行確保に関すること
 - イ 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導
 - ウ 港湾施設、海岸保全施設等の被災に際し、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工法についての指導
 - エ 海上の流出油災害に対し、防除等必要な措置の実施
 - オ 名古屋港に整備した浮体式防災基地の活用(ヘリコプター離発着場、防災資機材集結場所等)による後方支援
- (5) 中部管区警察局
- ア 管区内各県警察の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 関係機関との協力
 - エ 災害情報の収集及び連絡
 - オ 警察通信の運用

(7) 複数災害の同時発生への対応

地震発生時、事業所内で複数の災害が同時発生した場合を想定して、あらかじめ取扱物質の毒性、危険性、取扱量及び製造工程等による重要度分類を行い、緊急度の高い災害から効率的な防御活動ができるようシミュレーションや防災訓練等を実施する。

(8) 緊急措置に係る規程類の整備

地震発生時や津波警報等発表時における施設及び防災資機材等の点検、運転停止等の緊急措置、保安要員の確保、防潮扉の閉鎖並びに船舶の速やかな離棧等緊急時の予防措置に係る規程類を整備し、従業員等に周知する。

また、緊急停止に係る操作については可能な限り自動化する。

(9) 避難場所等の確保及び周知

津波による事業所内の浸水範囲及び浸水高並びに地震による事業所内の地盤の液状化の範囲を把握するとともに、従業員及び協力会社社員等の避難経路、避難場所及び避難方法を定め、周知する。

(10) 施設の復旧計画

地震、地震による地盤の液状化及び津波による浸水等による施設の損傷並びにその機能が低下することを想定し、必要に応じて特定事業者間で協議を行い、あらかじめ復旧する施設の順位等について検討を行うとともに、特に石油製品等の社会活動に必要なエネルギーを供給するための施設については、優先的にその機能を回復させるための措置について検討を行う。

2 防災関係機関

- (1) 中部近畿産業保安監督部、三重労働局、海上保安部、県、市及び消防本部は前節の予防対策に定めるもののほか、地震及び津波による災害予防のため、特定事業者を指導する。
- (2) 中部地方整備局は、地震及び津波による災害を防止するため港湾海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導を行う。
- (3) 県及び四日市港管理組合は、港湾区域内の海岸保全施設を整備するため海岸保全事業を行い、津波等による災害を予防するとともに、耐震強化岸壁の整備を推進する。
- (4) 市は、陸海空の輸送ルートを確認するため、臨時ヘリポート、緊急物資の基地等災害応急対策の活動拠点の指定を行う。

第2 その他の自然災害に対する予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、想定される自然災害の種類や特定事業所の立地状況等を考慮し、第1に準じて設備の健全性の確保や防災体制の強化に努める。

2 防災関係機関

防災関係機関は、事前に予測が可能な高潮、台風等の自然現象による災害の予防のため、特定事業者に対し、防災対策の確立、設備の健全性の確認等の確かな災害予防対策の実施を指導する。

(7) 複数災害の同時発生への対応

地震発生時、事業所内で複数の災害が同時発生した場合を想定して、あらかじめ取扱物質の毒性、危険性、取扱量及び製造工程等による重要度分類を行い、緊急度の高い災害から効率的な防御活動ができるようシミュレーションや防災訓練等を実施する。

(8) 緊急措置に係る規程類の整備

地震発生時や津波警報等発表時における施設及び防災資機材等の点検、運転停止等の緊急措置、保安要員の確保、防潮扉の閉鎖並びに船舶の速やかな離棧等緊急時の予防措置に係る規程類を整備し、従業員等に周知する。

また、緊急停止に係る操作については可能な限り自動化する。

(9) 避難場所等の確保及び周知

津波による事業所内の浸水範囲及び浸水高並びに地震による事業所内の地盤の液状化の範囲を把握するとともに、従業員及び協力会社社員等の避難経路、避難場所及び避難方法を定め、周知する。

(10) 施設の復旧計画

地震、地震による地盤の液状化及び津波による浸水等による施設の損傷並びにその機能が低下することを想定し、必要に応じて特定事業者間で協議を行い、あらかじめ復旧する施設の順位等について検討を行うとともに、特に石油製品等の社会活動に必要なエネルギーを供給するための施設については、優先的にその機能を回復させるための措置について検討を行う。

2 防災関係機関

- (1) 中部近畿産業保安監督部、三重労働局、海上保安部、県、市及び消防本部は前節の予防対策に定めるもののほか、地震及び津波による災害予防のため、特定事業者を指導する。
- (2) 中部地方整備局は、地震及び津波による災害を防止するため港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する計画及び指導を行う。
- (3) 県及び四日市港管理組合は、海岸保全施設の整備を行い、津波等による災害を予防するとともに、耐震強化岸壁の整備を推進する。
- (4) 市は、陸海空の輸送ルートを確認するため、臨時ヘリポート、緊急物資の基地等災害応急対策の活動拠点の指定を行う。

第2 その他の自然災害に対する予防計画

1 特定事業者

特定事業者は、想定される自然災害の種類や特定事業所の立地状況等を考慮し、第1に準じて設備の健全性の確保や防災体制の強化に努める。

2 防災関係機関

防災関係機関は、事前に予測が可能な高潮、台風等の自然現象による災害の予防のため、特定事業者に対し、防災対策の確立、設備の健全性の確認等の確かな災害予防対策の実施を指導する。

第8節 航空機事故に関する予防計画

1 航空安全確保に関する規制

中部空港事務所は、航空機による特別防災区域の災害を防止するため、次のとおり航空機の航行を規制する。

ただし、捜索又は救助のために行う航行については適用しない。

- (1) 特別防災区域内での離発着の禁止
- (2) 特別防災区域上空における飛行訓練及び試験飛行の禁止
- (3) 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第81条ただし書きの最低安全高度以下の許可を行わせないこと。

2 防災関係機関の措置

(1) 中部空港事務所

ア 規制措置について、航空会社、自衛隊等に対し、周知徹底を図るとともに、同措置の実施を指導する。

イ 規制措置に違反する事実があると認められる場合、又は県及び市からの通報により違反事実を確認した場合は、直ちに規制措置の厳守を指導するとともに、防災本部に通報する。

(2) 県

規制措置について、中部空港事務所と連携し、特別防災区域の事業所に周知を図るとともに、警察、消防等の防災関係機関に対し、規制措置違反発見について協力を求める。

(3) 市

規制措置について、事業所に周知を図るとともに違反の疑いのあるものを発見した場合は、直ちに防災本部及び中部空港事務所に通報する。

第8節 航空機事故に関する予防計画

1 航空安全確保に関する規制

関西空港事務所は、航空機による特別防災区域の災害を防止するため、次のとおり航空機の航行を規制する。

ただし、捜索又は救助のために行う航行については適用しない。

- (1) 特別防災区域内での離着陸の制限
- (2) 特別防災区域上空における飛行訓練及び試験飛行の制限
- (3) 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第81条ただし書きの最低安全高度以下の許可を行わないこと。

2 防災関係機関の措置

(1) 関西空港事務所

ア 規制措置について、航空会社、自衛隊等に対し、周知徹底を図るとともに、同措置の実施を指導する。

イ 規制措置に違反する事実があると認められる場合、又は県及び市からの通報により違反事実を確認した場合は、直ちに規制措置の厳守を指導するとともに、防災本部に通報する。

(2) 県

規制措置について、関西空港事務所と連携し、特別防災区域の事業所に周知を図るとともに、警察、消防等の防災関係機関に対し、規制措置違反発見について協力を求める。

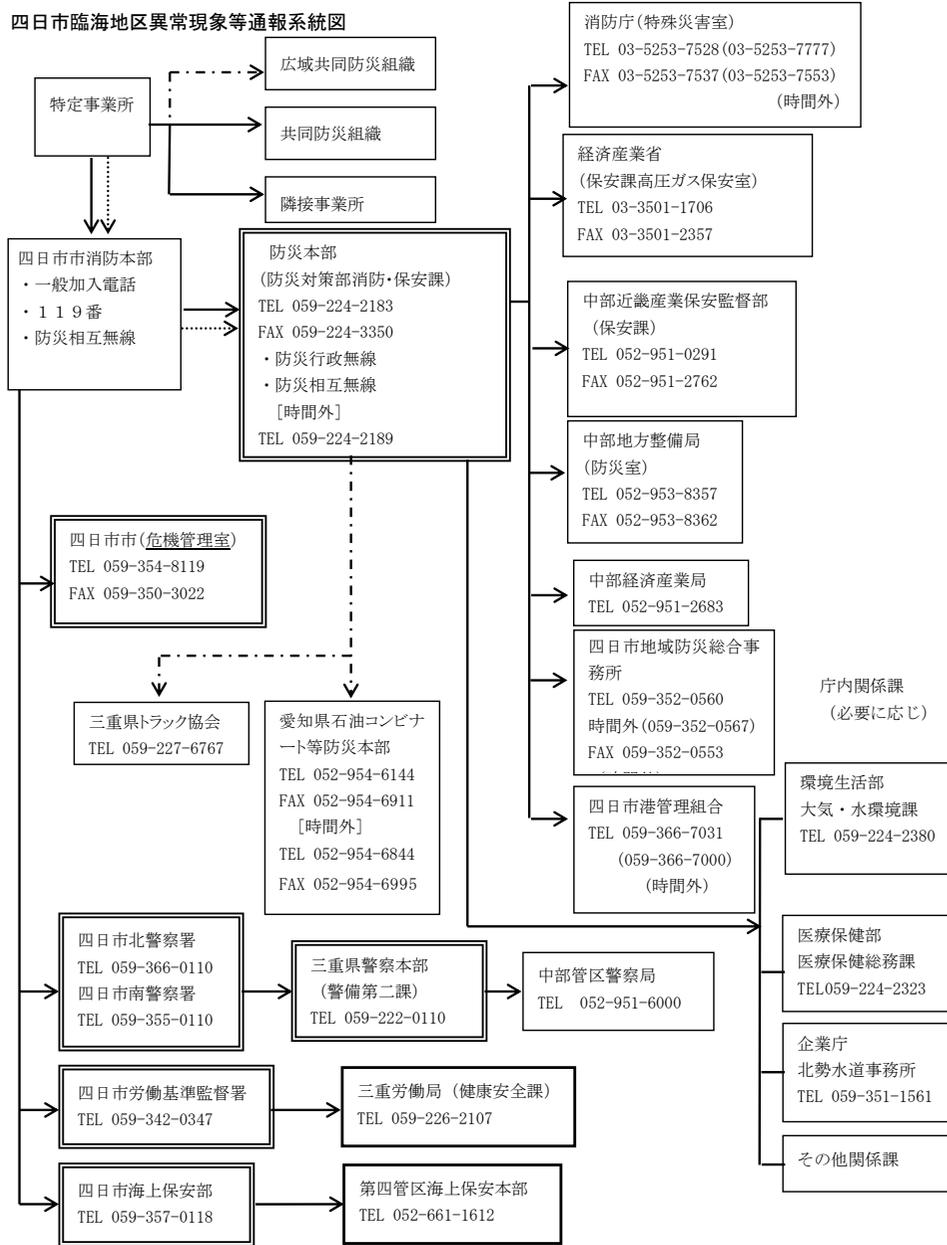
(3) 市

規制措置について、事業所に周知を図るとともに違反の疑いのあるものを発見した場合は、直ちに防災本部及び関西空港事務所に通報する。

三重県石油コンビナート等防災計画 令和4年3月版(現行)

三重県石油コンビナート等防災計画 令和5年3月修正(案)

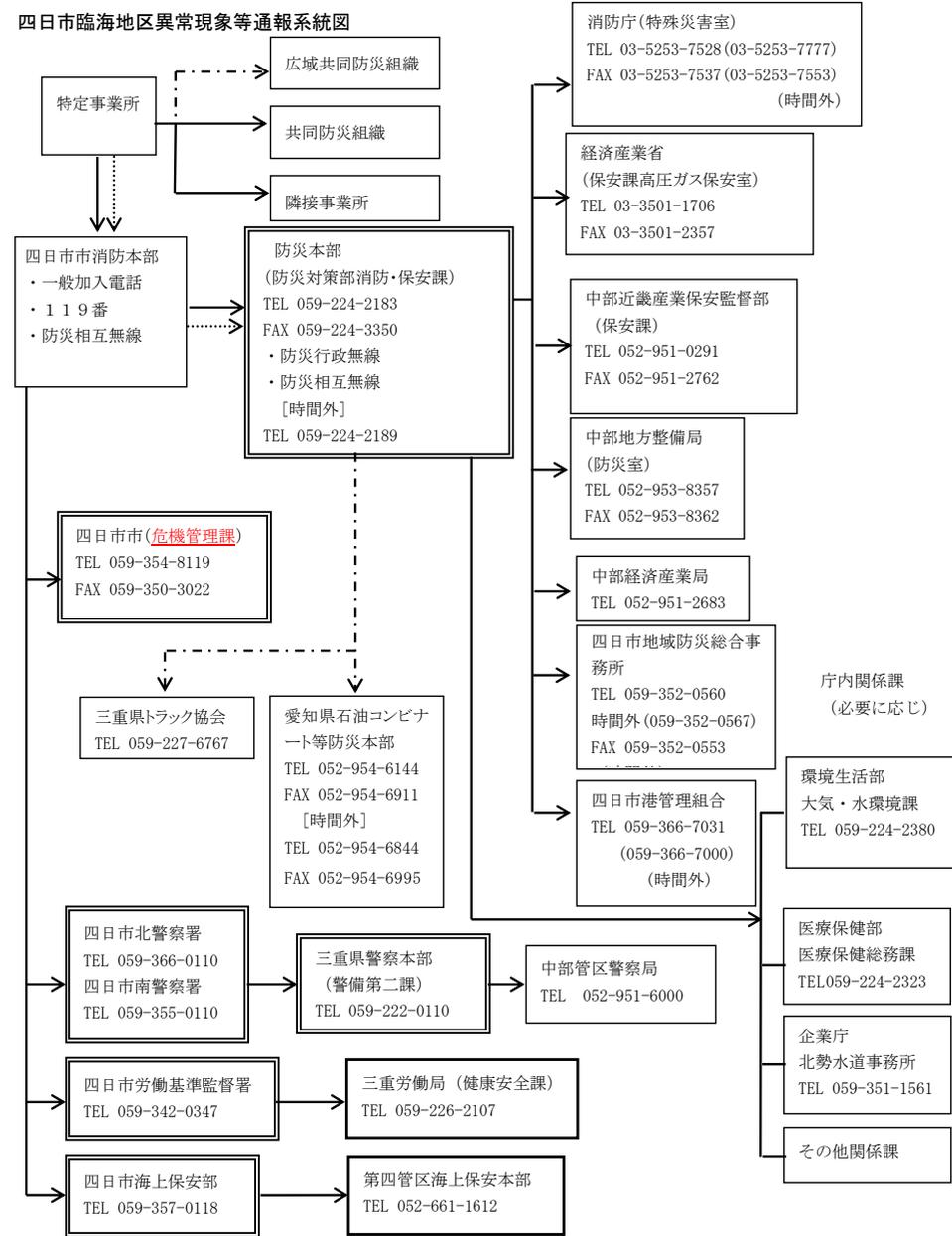
四日市臨海地区異常現象等通報系統図



【凡例】 第一次通報機関 第二次通報機関

—— 異常現象発生時 地震発生時 - - - - 大容量泡放射システム使用時

四日市臨海地区異常現象等通報系統図



【凡例】 第一次通報機関 第二次通報機関

—— 異常現象発生時 地震発生時 - - - - 大容量泡放射システム使用時

P7